

第21回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月22日（金）午後3時20分から午後4時30分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
戸崎浅一推進委員、木野内佳代子推進委員、中川義人推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について
報告第1号 非農地証明願いの件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 若林俊彦、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
○議長 ただ今から、平成30年度第21回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長 それでは、3番 早乙女誠 委員、4番 篠原正明 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の堀主幹と岡局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。
2月27日（水）、下都賀地区農業者懇談会研修会が、下都賀庁舎第1別館において開催され、刀川正己農業委員と鈴木進吉推進委員が出席いたしました。
2月28日（木）、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
同じく2月28日（木）、認定農業者協議会が、役場ひばり館Cにおいて開催され、農業委員の梁島源智会長、刀川正己委員、篠原正明委員、推進委員の鈴木進吉委員、伊藤博委員、木野内佳代子委員が出席いたしました。

3月18日(月)、農地法第5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、大橋好一委員、中川久枝委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

同じく3月18日(月)、農業振興地域整備促進協議会が、役場第2会議室において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、大橋好一委員が出席いたしました。

同じく3月18日(月)、都市計画審議会が、役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。

以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

3月5日(火)締切の時点で、農地法第3条の規定による許可申請は8件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人 _____氏(東京都)、譲受人 _____氏(中泉2)

土地の表示 大字中泉 畑 1筆 1,553㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第2項：譲渡人 _____氏(下野市)、譲受人 _____氏(下町)

土地の表示 大字上稲葉 田 2筆 合計3,301㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第3項：譲渡人 _____氏(下野市)、譲受人 _____氏(下町)

土地の表示 大字上稲葉 田 2筆 合計1,867㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第4項：譲渡人 _____氏(北小林2)、譲受人 _____氏(鹿沼市)

土地の表示 大字北小林 畑 1筆 1,739㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第5項：譲渡人 _____氏(西高野)、譲受人 _____氏(西高野)

土地の表示 大字壬生乙 田 1筆 1,446㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第6項：譲渡人 _____氏(鹿島)、譲受人 _____氏(鹿島)

土地の表示 大字下稲葉 田 1筆 1,252㎡

交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第7項：譲渡人 _____氏(鹿島)、譲受人 _____氏(鹿島)

土地の表示 大字下稲葉 畑 1筆 971㎡

交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第8項：譲渡人 公売、 譲受人 _____氏(北原)

土地の表示 大字羽生田 田 1筆 1,837㎡

公売による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

なお、第2項から第8項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしております。

した。

なお第1項につきましては、全部効率利用要件が前回農地として許可しましたところが宅地であることが確認されましたので、こちらは不適と判断して保留ということで提案させていただきます。

以上、説明といたします。

○議長 それでは、第1項案件は保留といたします。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。

去る3月17日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。

去る3月17日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第4項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 2番 刀川正巳 委員

- 2番 刀川正巳 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第4項案件についてご報告いたします。
去る3月11日に譲渡人_____氏立ち会いのもと、私と大垣秀夫推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第5項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 6番 清水利通 委員

- 6番 清水利通 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第5項案件についてご報告いたします。
去る3月12日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。

それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

○5番 大橋幸子 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第6項案件についてご報告いたします。
去る3月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と中嶋幸平推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第7項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

○5番 大橋幸子 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第7項案件についてご報告いたします。
去る3月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と中嶋幸平推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第8項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第8項案件についてご報告いたします。
去る3月13日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と木野内佳代子推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。が、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

3月5日(火)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可申請は3件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人 社団医療法人_____ 理事長 _____氏 (宇都宮市)
譲受人 _____株式会社 代表取締役 _____氏 (下野市)

土地の表示 大字壬生丁 畑 8筆 合計9,641㎡

太陽光発電設備敷地のための売買による所有権移転

第2項：賃貸人 _____氏（上田2）

賃借人 株式会社_____ 代表取締役 _____氏（下野市）

土地の表示 大字上田 畑 4筆 5,744㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

第3項：賃貸人 _____氏（国谷3） _____氏（国谷3）

賃借人 _____氏（上三川町）

土地の表示 大字国谷 畑 2筆 1,167.55㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る3月18日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長長の8番 大橋好一 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、3月18日（月）に私と、梁島 源智会長、中川 久枝委員、若林 俊彦 事務局長、堀 靖久主幹の5名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、3月28日開催の栃木県農業会議 常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当しますので、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、3月28日開催の栃木県農業会議 常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当しますので、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件につきまして、ご説明いたします。

3月5日(火)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件は1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人 _____氏(宇都宮市) _____氏(上田1)

賃貸人 _____氏(宇都宮市) _____氏(さくら市)

賃借人 _____氏(栃木市)

土地の表示 大字上田 畑 2筆 合計2,975.53㎡

許可日が、当初平成30年3月27日付、壬農委指令第5-33号で、許可

期間が、平成30年3月27日～平成31年3月26日まで、園芸用土採取、賃借権の設定、平成32年3月26日まで許可期間を延長する申請です。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る3月18日（月）の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の8番 大橋好一委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- 8番 大橋好一 委員
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。
現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ3月18日（木）に同じメンバーで調査いたしました。
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しております。また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議長 4番 篠原正明 委員
- 4番 篠原正明 委員
埋め戻し土はありましたか。
- 8番 大橋好一 委員
表土はありました。
- 議長 周りに防護柵が無かったので指導しましたが、次回の現地調査においても見てもらいたいと思います。
- 議長 6番 清水利通 委員
- 6番 清水利通 委員
今後は埋め戻し土の証明書をつけるべきではないですか。
- 事務局（堀主幹兼農地調整係長）
次からはそのように指導します。
- 議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （全員挙手）
- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- 議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。
なお、本案件には、利用権設定各筆明細（新規・使用賃借権）に、早乙女誠職務代理

が受け人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。それでは改めまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

新規の賃借権分については、10件、30筆、面積合計34,459.3㎡

新規の使用貸借権分については、3件、7筆、面積合計9,512㎡

再設定の賃借権分については、4件、19筆、面積合計76,514.59㎡

再設定の使用貸借権分については、1件、1筆、面積合計5,613㎡

所有権の移転分については、4件、16筆、面積合計22,451㎡

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、早乙女誠職務代理が受け人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、早乙女誠職務代理が受け人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、早乙女誠職務代理が受け人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、早乙女誠職務代理に退席をお願いします。

（早乙女誠職務代理 退席）

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、早乙女誠職務代理が受け人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、早乙女誠職務代理が受け人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、早乙女誠職務代理が受け人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

早乙女誠職務代理は、席にお戻りください。

(早乙女誠職務代理 着席)

○議長 次に、日程第6の議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」を議題といたします。
それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

新規の賃借権分については、1件、2筆、面積1,979㎡

以上今案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件は、原案のとおり決定した旨、町に回答いたします。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第7の報告第1号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

報告第1号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の19ページの1件がございました。内容については記載のとおり、3月1日付で、野口長寿氏と(有)ユーカー総合開発から農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付けで取消願を受理したものであります。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

理由は地主の農作業計画と業者の採取計画に差が生じたためとありますが何ですか。

- 事務局（堀主幹兼農地調整係長）
代理人は地主とのトラブルがあって取り消しするとのことでした。
- 議長 他に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
- 議長 次に、日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。
- 事務局長
報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の22～23ページの4件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。
- 議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
- 議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。
- 事務局長
報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の24ページの1件がございました。
これについては、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。
- 議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)
- 議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
- 議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「その他」について説明をお願いいたします。
- 事務局（堀主幹兼農地調整係長）
2月総会における新規就農申請のあった_____については、次回の現地調査に確認した結果で判断することになっていましたので、3月18日の現地調査において確認しましたが、予定農地はトラクターで耕起されてありました。
- 議長 それでは承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、承認することとします。

○事務局（岡局長補佐）

農業委員会農地最適化推進マニュアル策定については、他市町を参考に今後検討して参ります。

○議長 次に、事務連絡について、事務局より説明願います。

【事務局・・・事務連絡】

- 1 平成30年度農業委員活動記録簿の提出について
- 2 農業委員会歓送迎会の開催について
- 3 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

（発言なし）

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年度第21回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午後4時30分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____